

「仙台市×東北大学スマートフロンティア協議会における協議会内公募」に係る留意事項について

掲載日：令和8年6月12日  
仙台市プロジェクト推進課

No	項目	補足事項
1	本事業の性質について	本事業は委託契約ではなく、協定書に基づく負担金事業(補助的性格)として実施します。 採択後、事業実施者と仙台市との間で、事業実施に関する必要事項を協議のうえ協定を締結しますが、具体的な協定内容の詳細については、採択後の協議により決定します。
2	当該事業の外部事業者への事業の発注について	本事業は委託契約ではなく、協定書に基づく負担金事業(補助的性格)として実施します。 このため、一般的な委託契約における再委託の考え方を前提とするものではありません。 なお、事業の一部について外部事業者へ発注すること自体は可能ですが、事業実施者が主体性および責任をもって事業を遂行することを前提に、適切な範囲で実施してください。
3	成果物およびデータの取扱いについて	本事業において作成した成果報告資料および報告会発表資料の著作権は、本市に帰属します。 また、本事業を通じて事業実施者が新たに開発したアルゴリズムやサービスについては、本事業終了後、事業実施者に権利が帰属します。 なお、本事業終了後、サービス実装へ移行する際、調整や変更等が必要となる事項については、本市と事業実施者との協議により決定します。
4	評価の観点(持続性)について	評価項目「次年度以降の持続的な運用が考慮されている」については、本事業について単年度限りの事業とするのではなく、次年度以降の発展性や継続的な運用を見据えた事業となっているかを評価する趣旨です。 そのため、次年度以降に独自で収益化し、ビジネスモデルとして確立されていることを必須として評価するものではありません。
5	評価の観点(重点テーマ)について ※先端的サービス創出及び規制改革推進事業のみ	評価項目「今年度の重点テーマ(フィジカルAIや、フィジカルAIが実装された姿を見据えた取組)に関連した提案である」については、今年度を実施する事業内容が、当該重点テーマに関連する提案である場合に加点する趣旨です。 このため、今年度内に完全なフィジカルAIの実装等に至らない場合であっても、フィジカルAIの実装を見据えた取組みであれば評価対象となります。
6	事業実施フィールドについて	事業実施フィールドについては、本事業の趣旨から、基本的には仙台市内での実施を想定しています。 なお、事業効果の観点から、市外の自治体や事業者と連携して実施することを妨げるものではありません。